### $\bigcirc$ 玉 土 交 通 省 告 示 第 兀 百 七 + = 묽

定  $\otimes$ 建 る 築 件 基 準 平 法 成十二 昭 和二 年 建 + 設 五 省 年 <u>告</u> 法 示 律 第 第二百 千三 百 号) 九 + 第二条 九 号) 第  $\mathcal{O}$ 七 号 部 を  $\mathcal{O}$ 次 規 定  $\mathcal{O}$ ょ に う 基 に づ き、 改 正 す 耐 る。 火 構 造  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 を

平 成三十 年三 月二 + = 日

玉 土 交 通 大 臣 石 井 啓

る

対 傍 規 ŧ 象 線 定  $\mathcal{O}$ 次 規 を  $\mathcal{O}$ は  $\mathcal{O}$ 定 付 傍 表 これ لح に L 線 た 規 L を ょ を 7 付 り、 加 定 移 L え た 改 動 以 る。 し、 部 正 下 分 前 改  $\mathcal{O}$ 欄 ょ 正 対 に う 象 後 掲 欄 規 12 げ 定」 改 る に 規 掲  $\Diamond$ とい げ 定 る 改  $\mathcal{O}$ う。 対 正 傍 象 前 線 規 欄 を は、 付 定 及 で び L 改 改 た 改 正 正 正 部 分 前 前 後 をこ、 欄 欄 欄 にこ に に 掲 対 れ れ げ 応 に に る 順 L 対 対 7 次 象 応 掲 対 す 規 げ 応 る 定 る す を改 そ る ŧ 改  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を 正 標 正 撂 後 記 後 欄 げ 部 欄 7 分 に に 掲 1 に 掲 な げ げ る 重 1

けられたもの 限る。) に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設びに鋼材の厚さが九ミリメートル以上の角形鋼管及び円形鋼管に 鉄骨 (断面積を加熱周長で除した数値が六・七以上のH形鋼

(略)

たもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限 る。)が設けられたもの 木材又は鉄材に防火被覆(強化せっこうボードを二枚以上張っ

あ っては、 床の構造方法は、 防火被覆の取合い等の部分を、 次に定めるもの (第二号ホに定める構造方法に 当該取合い等の部分の裏面

に類する仕上材料の厚さを含むものとする。 かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これら ことができる構造とするものに限る。)とする。この場合において、 に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止する

二 令第百七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準(第一号にあっ 。)に適合する床の構造方法は、次のイからおまでのいずれかに該ては、通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る 当する構造とすることとする。

# (略)

根太及び下地を木材又は鉄材で造り、その表側の部分に防火被 (強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、 その厚さの合

> 三号ニにおいて同じ。 防火被覆が設けられたもの 上のH形鋼並びに鋼材の厚さが九ミリメートル以上の角形鋼管及 び円形鋼管に限る。) に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する とする。 骨(断面 第四第三号ニにおいて同じ。)で除した数値が六・七以 は積(平方ミリメートルで表した面積とする。 を加熱周長(ミリメートルで表した長さ 第四第

(1) • (2)

(新設

## (3)

ホ

第三 床の構造方法は、次に定めるものとする。この場合において、 類する仕上材料の厚さを含むものとする。 ぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに か

二 令第百七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準(第一号にあ 。)に適合する床の構造方法は、 当する構造とすることとする。 ては、通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る 次のイから二までのいずれかに該

### イ~ニ (略

### (新設

ル以上のものに限る。)が設けられたものドを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十六ミリメート、その裏側の部分又は直下の天井に防火被覆(強化せっこうボー計が四十二ミリメートル以上のものに限る。)が設けられ、かつ

ーその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。 場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスタ 等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を 面 第四 はりの構造方法は、次に定めるもの(第二号二及び第三号二に定 第四

### (略

。 は、次のイから二までのいずれかに該当する構造とすることとするは、次のイから二までのいずれかに該当する構造とすることとする二時間加えられた場合のものに限る。) に適合するはりの構造方法二 令第百七条第一号に掲げる技術的基準 (通常の火災による火熱が二

# イ〜 / (略)

の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの上、その他のものにあっては六・七以上のH形鋼に限る。) に次ブに密着した構造で三面から加熱されるものにあっては六・一以「鉄骨(断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラ

- 限る。) であれいからなでである。) に酸カルシウム板(かさ比重が〇・三五以上のものに限る。) に(1) 厚さが四十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板(けい)
- は、次のイからへまでのいずれかに該当する構造とすることとする一時間加えられた場合のものに限る。) に適合するはりの構造方法二 令第百七条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が

らに類する仕上材料の厚さを含むものとする。 、 かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これることができる構造とするものに限る。) とする。この場合において面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止す面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止する。 はりの構造方法は、次に定めるもの(第三号二に定める構造方法

## (略)

# イ〜ハ (略)

## (新設)

は、次のイから示までのいずれかに該当する構造とすることとする一時間加えられた場合のものに限る。) に適合するはりの構造方法三 令第百七条第一号に掲げる技術的基準 (通常の火災による火熱が

イ〜ハ

(2) 厚さが二十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板(1) 第二第三号ニ(1)又は(2)に該当するもの(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの上、その他のものにあっては六・七以上のH形鋼に限る。) 上、その他のものにあっては六・七以上のH形鋼に限る。)に次ブに密着した構造で三面から加熱されるものにあっては六・一以 鉄骨(断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラ

酸カルシウム板(かさ比重が○・一五以上のものに限る。)に (it 1

ヘ||ホ|| 第二第三号へに定める構造

限る。)

(略)

第五 に防止することができる構造とするものに限る。 部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効 構造方法にあっては、 の構造方法は、 令第百七条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根 次の各号のいずれかに該当する構造 防火被覆の取合い等の部分を、 )<br />
とすることとする (第六号に定める 当該取合い等の

一 <u>~</u> 五.

六 の厚さの合計が二十七ミリメートル以上のものに限る。)が設けら 天井に防火被覆(強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、そ れたもの 下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋内側の部分又は直下の

は、 あっては、 に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止する ことができる構造とするものに限る。)とすることとする。 次の各号のいずれかに該当する構造(第五号に定める構造方法に 令第百七条第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法 防火被覆の取合い等の部分を、 当該取合い等の部分の裏面

イ〜ハ

ニ 鉄骨(断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラ 上、その他のものにあっては六・七以上のH形鋼に限る。)に第一ブに密着した構造で三面から加熱されるものにあっては六・一以

二第三号ニ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの

(新設)

(新設)

ホ (略

第五 令第百七条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根 0 の構造方法は、 次の各号のいずれかに該当する構造とすることとする

一 <u>~</u> 五 略

(新設

第六 は、 令第百七条第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法 次の各号のいずれかに該当する構造とすることとする

_					
<u></u>	たもの	厚さの合計が二十七ミリメートル以上のものに限る。)が設けられ	分に防火被覆(強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その	五 けた及び下地を木材で造り、かつ、その表側の部分及び裏側の部	一~四 (略)
				(新設)	一~四 (略)

附

則